随意契約によることができる金額の改正について

■　北海道財務規則の一部改正（R7.5.30公布）

改正予定内容	該当規定	施行期日
随意契約によることができる金額の改正 地方自治法施行令で定める少額随意契約の基準額改正に伴うもの	**北海道財務規則 第162条の２**	**公布の日**

	新	旧
(1)工事又は製造の請負	400万円	250万円
(2)財産の買入れ	300万円	160万円
(3)物件の借入れ	150万円	80万円
(4)財産の売払い	100万円	50万円
(5)物件の貸付け	50万円	30万円
(6)前各号に掲げるもの以外のもの	200万円	100万円

●「予算決算及び会計令」が改正され、少額随意契約によることができる場合の基準額が、企業物価指数の動向（前回改定時より約1.6倍）を踏まえ改正